

第8章 金融自由化と信用秩序の維持

——規制から競争へ

第1節 信用秩序維持と公的介入

1.1 信用秩序維持の目的

他業界と比較して、金融業とくに銀行業に対してはきわめて厳しい行動規制、保護対策、ときには救済措置がとられてきた。これは過去の金融恐慌からの経験をふまえた信用秩序維持の重要性からきている。そこでまず、なぜ信用秩序の維持が必要なのかを解説し、つぎにそのための対策をみていくことにする。

銀行をはじめとした金融機関の主要な業務は、貯蓄超過主体（資金余剰主体＝黒字主体）と投資超過主体（資金不足主体＝赤字主体）の間に介在して資金の融通を手助けすることである。この金融仲介業務に加えて、銀行は決済・支払い手段である預金通貨の供給すなわち信用創造業務を行なう支払・決済システムの担い手でもある。これら金融仲介と信用創造という2つの機能の組み合わせからなる銀行業務は、国民経済のインフラ的役割を担い、きわめて公共的な性格をもっている。そのために銀行などの金融機関の経済活動の停止をもたらす経営破綻や、経営破綻に端を発する金融システム自体の崩壊、いわゆる金融危機を防止する対策は政策当局の最重要課題である。

銀行業務をもう少し具体的に説明するとすれば、貯蓄超過主体から余剰資金を調達し、それを貸出としてあるいは有価証券への投資資金として運用することといえる。貸出にあたり銀行は信用創造機能を活用して、銀行保有現金の乗数倍の預金通貨の供給を行なうことになる。この点で銀行は業務とする経済活動のなかに制度的矛盾を内在する主体とであることがわかる。つまり何らかの理由で預金者が預金を一斉に引き出す行動、すなわち銀行取り付け騒ぎに走っ

たならば、銀行は支払いのための準備金不足に陥り、休業、閉鎖、破綻に追い込まれることになる。

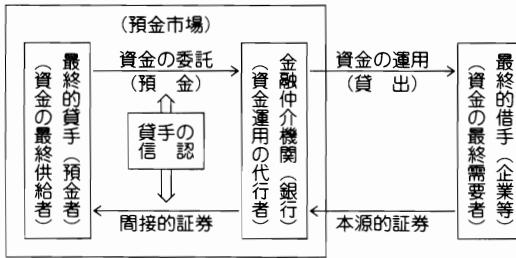
預金者がこのような銀行取り付け騒ぎに巻き込まれるとすれば、何がそのきっかけとなり、どのように拡大し、やがて個別金融機関の経営破綻をきたし、金融危機や金融システム全体の崩壊へと発展していくのだろうか。

銀行などの金融機関は金融取引の一方の当事者として、取引の決済手段と場を提供する当事者である。そして貯蓄と投資の橋渡し役として重要な役割を担っている。その業務は資金調達活動と資金運用活動に集約することができる。一連の金融取引が円滑に行なわれるためには、その第一段階に位置する資金調達の場としての預金市場が円滑に機能しなければならない。預金市場が機能する、すなわち預金者が安心して虎の子の資金の運用を銀行に委託するには、銀行に対する預金者の信認（confidence）が確立されていなければならない。つまり銀行は絶対につぶれないという確信がなければならない。

図8-1は銀行の市場取引に関する行動を図示したものである。銀行に対する預金者の信認はどのように形成されるのだろうか。実際、銀行と預金者の金融取引をめぐる情報収集能力や分析能力には圧倒的な差があり、これはしばしば市場の失敗として話題に上る情報の非対称性の典型例である。情報面で劣位にある預金者が優位にある銀行に信認を与えることで市場取引が開始される。もちろん市場取引の大前提の預金者の信認は銀行の経営状態によって左右される。経営悪化の表面化は個別機関に対する信認の低下・崩壊を意味し、取引停止という事態に陥れば、決済・支払システム全体の危機へと波及することになる。

一連の金融市場取引に不可欠な個別銀行に対する信認の低下・崩壊を防止し、よってその主因となる銀行の経営悪化・破綻いわゆる金融危機を回避するために、銀行をはじめとした金融機関に対する公的規制や公的措置が必要となってくる。たとえば預金金利に対する規制は、金融機関相互の預金金利釣り上げ競争が不必要にコスト高をもたらし、金融機関の経営悪化・破綻の一因とみなされることから導入されている。

図 8-1 金融市場の取引



ところで信認の低下・崩壊につながる経営悪化・破綻は、放漫経営といった偶然的な事件に起因するのだろうか、それとも銀行業務に内在する根本的なメカニズムに起因するのだろうか。この間に対しては、資金の調達と運用で成り立っている金融機関の基本業務に起因すると答えざるをえない。つまり金融機関の業務のうち、とりわけ収益の維持・増大をはかる運用業務にはリスクが付きものであり、不確実性と隣り合わせといっても過言ではない。銀行経営とリスク管理は切っても切れない関係にある。ここにまた公的機関による市場介入の素地がある。

1.2 事前規制と事後措置

信用秩序維持の必要性から政策当局である日本銀行は各種の規制や措置からなる信用秩序維持政策を講じている。つまり金融取引業務への公的介入である。それでは日本銀行による規制や措置には、どのようなものがあり、秩序維持という観点からは、どのように位置付けられるのであろうか。

このような問に答えていくとき、規制や措置を2つの側面から整理、分類すれば便利である。1つは規制や措置といった対応が事前的吗、それとも事後的吗という側面である。換言すれば、予防策か処置策かである。もう1つは、それが公的な対策か、それとも市場の対応かという側面である。表8-1は、これら2つの側面からのアプローチを組み合わせる具体的に各種規制や措置を整理・分類したものである。

表 8-1 規制・措置（対応）のパターン

	公的規制（当局）	市場対応（民間）
事 前 的 規 制	競争制限的規制 <ul style="list-style-type: none"> ・金利規制 ・業務分野規制 ・参入規制 健全経営規制 <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率規制 （バランス・シート規制） 	市場の規律 業界の自主規制等 <ul style="list-style-type: none"> ・有担保原則等の取引慣行
事 後 的 措 置	中央銀行の最後の拠り所 （中央銀行貸出） 預金保険機構 当局による救済活動等	業界の相互援助協定 <ul style="list-style-type: none"> ・救済活動等

A 事 前 的 規 制

事前的規制は、さらに競争制限的規制と健全経営規制の2つのタイプに分けることができる。いずれも銀行活動に、ある一定の枠をはめることによって経営を安定化させようとするものである。従来行なわれてきた事前的規制の中心は競争制限的規制であり、最近の規制緩和の展開も競争制限的規制を対象に実施されてきた。近年の事前的規制の関心は競争制限的規制から健全経営規制へとウエイトが移ってきており、銀行経営の内容・整備に関する規制に議論が集中している感がある。

かつての競争制限的規制は既存の、あるいは既存と新規参入の企業間の競争制限を目的とする規制である。競争制限による利益によって銀行経営の安定化を図るものである。いうならばそれは、政府による収益機会の保証である。競争制限的規制としては、金利規制、業務分野規制、そして参入規制などがある。金利規制は、既存の銀行に一定の利鞘（＝貸出金利－預金金利）を確保させ、経営破綻が発生する懸念を払拭する。実際、銀行間の収益構造はさまざまであり、もっとも効率の悪い銀行を基準として規制を行なう護送船団方式といった規制方法が編み出された。具体例としては預金金利規制が有名である。わが国では、米国のレギュレーションQに相当する臨時金利調整法（1947年）によって預金金利の上限が規制され、加えてその水準が公定歩合と連動するように日本銀行

によって決定されるという文字どおりの規制金利であった。しかし、金融自由化の第一波として金利自由化が進められることになった。1993年6月には定期性預金金利に対する規制が撤廃されるなど、規制の完全撤廃に向けての最終段階を迎えつつある。

他方、参入・業務分野規制は、既存の銀行に一定の市場シェアを保証して、経営基盤を確保させることを狙いとする。わが国の場合、参入規制は免許制によって銀行数を規制するだけにとどまらない。支店およびその他営業所の設置・変更に至るまで当局の認可を必要とする店舗行政が実施され、他国と比較して徹底した規制内容となっている。業務分野規制は、銀行業と証券業との兼業を禁止するのをはじめとして長短金融の分離や銀行・信託の分離など、専門金融機関別の市場整理を目指している。業務規制は、兼業することで発生する利益相反を防止し、専門化による利益の確保・追求を保証するものである。しかも、他の特定業務への参入を阻止することを意味することからみて、競争制限的な側面をもつ。

以上の競争制限的規制に対して、健全経営規制はバランス・シート規制を例にとるまでもなく、金融機関の資産・負債のバランスに一定の制約を設け、金融機関に過度のリスク負担がかかるのを防ごうとする。そしてリスクの軽減により経営の安定化を図るものである。近年、公的規制のうち人々の話題に上るものに自己資本比率規制がある。この規制はバランス・シート規制、したがって健全経営規制の代表例である。自己資本比率規制は1988年7月、バーゼルにある国際決済銀行（BIS）において、金融機関の自己資本比率の国際的な統一基準が制定され、それが日本にも適用されるにおよんで一躍注目されるようになった規制である。バーゼル合意に基づく新しい自己資本比率規制という意味あいから、一般にはBIS規制と呼ばれている。

BIS規制は表8-2で定義されるような自己資本比率を1993年3月末以降、8%以上にするというものである。なお自己資本比率（リスク・アセット・レシオ）の分子である自己資本には、株式や準備金などの基本項目（Tier 1）と有価証券の含み益や貸倒れ引当金および劣後債などの補完的項目（Tier 2）が含

表 8-2 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (Tier 1+Tier 2)}}{\text{リスク・アセット総額 (オンバランス+オフバランス)}} \geq 8\%$$

- ・ 自己資本：基本項目と補完的項目の合計額
- ・ リスク・アセット総額：リスク・ウェイト付けされた資産合計額

まれる。ただし有価証券の含み益は45%相当額、また補完的項目の総額は基本項目の総額までしか自己資本への参入を認めないという条件が付いている。一方、分母となるリスク・アセット総額は、各資産に資産カテゴリー別リスク・ウェイト（0%、10%、20%、50%、100%の5段階）を乗じたものとなる。例えば国債には0%、住宅貸付には50%という具合にリスク・ウェイトの大きさが定められている。

当局による手厚い保護政策のもとにあったわが国の銀行は、自己資本の整備・充実に対する意識が希薄であったことから、BIS規制の邦銀への適用は大きな衝撃を与えることになった。加えて近年の株価・債券・為替のトリブス安で1993年3月末時点での8%水準達成が困難に思われた。その後の株価回復や円高および劣後債の発行で、都市銀行・長期信用銀行をはじめとして89行が、この最終基準をどうにかクリアすることができた。事前的規制のうち、これまで中心であった競争制限的規制は緩和・撤廃の方向に進んでおり、自己資本比率規制などの健全経営規制にそのウェイトが移行しつつある。

公的規制とは別に、市場の対応としては有担保原則などの取引慣行が挙げられる。周知のとおり、銀行から資金を借りるとき土地をはじめとした担保の提供を求められるのが普通である。このような有担保原則の取引には、債権の保全という面だけでなく、安易な信用供与によるリスクの拡大を抑制する効果がある。

B 事後的措置

事後的措置は、たとえ個別銀行が経営破綻を起こしても、それが金融システム全般に波及してシステム崩壊につながらないようにするための処置である。別名セイフティ・ネットと呼ばれるものである。個々の銀行の預金者や債権者

を直接に保護することにより、銀行そのものに対する信認の崩壊を防止することを目的としており、事後的救済措置によってシステムの不安定化要因をつぼみのうちに摘み取ろうとする意図をもつ。具体的には、預金保険制度や中央銀行の最後の貸し手機能、当局による金融救済がある。なかでも預金保険制度は代表的な措置である。これは銀行から徴収した保険料を破綻した銀行の預金者への救済に充てる制度である。つまり政府が預金債務に対して支払保証をし、預金者に預金債権の安全性を確信させ、取り付け騒ぎの防止を目的とする。米国では、この制度が実際に発動される事例が増えており、近年では多発する銀行倒産によって預金保険公社が財政危機に見舞われるという状況が続いている。1971年にこの制度を導入したわが国では、長らくその適用を受ける銀行倒産はなかったが、金融自由化の進展とともに、1991年には銀行の救済合併に、また1992年には信用金庫の経営破綻に利用されることになった。

最後の貸し手機能は金融市場の安定性を維持するために中央銀行が「最後の抛り所」として資金不足に陥った金融機関への貸出を行なう措置である。緊急的・一時的な流動性の供給をうけた金融機関は当面の資金不足という状態を免れることができ、預金者の不安解消に努めることができる。1965年の山一証券に対する日銀特融、第1次オイルショック後のデマをきっかけとして取り付け騒ぎに見舞われた愛知県下の信用金庫に対する融資など、過去にいくつかの適用例がある。

さらに市場の対応としては、同業種・同業態間における資金の相互援助や救済などの自主的な活動がある。健全経営銀行による救済合併、緊急融資、金利の棚上げ、役員の派遣など、バブル崩壊後の昨今、この種の話題には事欠かない。

1.3 市場規律と公的介入

事前的規制、事後的措置といった諸対策は公的機関（規制当局）による市場への介入である。ところで預金保険制度などのいわゆるセイフティ・ネットとよばれる事後的措置の存在は銀行などが過度なりスク選択に走る誘因ともなり

かねない。保険がかかっているから、少々危ない橋でも渡ろうか、という行動にでるわけである。かりに保険がなければ、こうはならないだろう。この種の問題はモラル・ハザードと呼ばれている。モラル・ハザードが働けば、銀行のリスク選択は逆に拡大する。

金融システムの崩壊につながる個別金融機関の破綻を防止するというセイフティ・ネットの目的を達成するためには、金融機関みずからが行動を律することが求められる。すなわち銀行に自己の業務を点検・評価、制御させる市場メカニズムによる圧力が必要である。これが市場の対応として掲げられている市場の規律であり、市場メカニズムの作用それ自体が銀行の経営内容をチェックするという仕組みである。

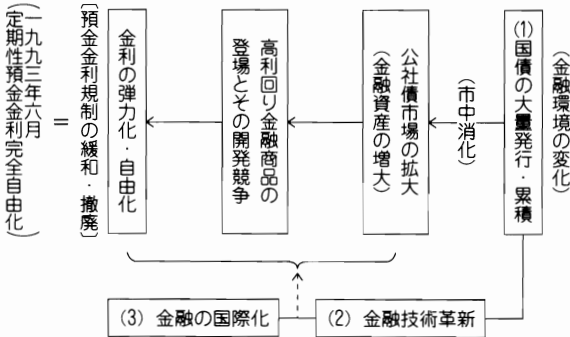
第2節 金融の自由化とリスク管理

2.1 金融規制の緩和・撤廃

1970年代に入り本格的な金融自由化が始まった。それまでの経済成長を資金面から支えてきた金融システム、すなわち競争制限的規制に裏付けられた金融規制システムが根底から揺り動かされることになった。金融自由化の標的は、とりわけ従来の金融システムの中核であった金利規制をはじめとした競争制限的規制の緩和・撤廃に向けられた。これまでの競争制限的規制を続けるならば、収益確保という規制目的とは裏腹に、一般大衆の銀行離れを加速化させることになり、やがては既存の銀行の収益基盤を崩壊させることになりかねないと懸念されたからである。競争制限的規制は、その実効性が問題となるだけでなく、銀行経営の安定化を阻害する原因になると認識されるようになった。そこで間接金融優位の規制システムを規制緩和・撤廃という時代の流れと調和した新しいタイプの規制システムに再構築すべく、1980年代になって金融の再編が本格化したわけである。

わが国において金融自由化すなわち規制から緩和・撤廃への流れがはっきり

図8-2 わが国の金利自由化への動き



と認められるようになったのは1980年代に入ってからである。まず最初に金利規制、つづいて業務分野規制へと、緩和・撤廃の流れはつぎからつぎへと押し寄せた。そもそもわが国の預金金利は、経営の健全性と預金者保護という立場から、米国のレギュレーションQに相当する臨時金利調整法（1947年）によってその上限が規制されてきた。しかも金利水準を日本銀行が決定するという文字どおりの規制金利であった。日本銀行は公定歩合と連動するように預金金利を決定した。間接金融優位の規制システムでは、銀行が市場構成員となる預金市場は無論のこと、他の金融市場においても市場価格が需給の実勢を反映せず、当局の規制ないし指導のもとに市場運営がつづけられてきた。

1980年代に入って、わが国にも金利自由化、すなわち規制の緩和・撤廃の波が押し寄せた。図8-2にみられるように、このきっかけとなったのは国債の大量発行と累積化である。国債の市中消化という原則は2つの対流となり、これまでの規制システムを揺るがすこととなった。その1つが、銀行による国債の窓口販売や証券会社の国債担保融資に代表される業務分野規制の緩和・撤廃という流れである。これらは従来の業務を分離していた垣根の低下である。もう1つが公社債市場の拡大によってもたらされた高利回り金融商品の開発競争である。金融商品間の競争を発端として、預金金利の規制緩和や撤廃の流れがはじまった。

現在では規制の緩和・撤廃の動きは金利規制から業務分野規制へと進み、新

しい局面を迎えている。業務分野規制の緩和・撤廃の第一段階は銀行による国債の窓口販売や証券会社の国債担保融資であった。これについて規制緩和は相互参入にまで進み、いまや銀行・証券会社がそれぞれ子会社方式により他業務を開始できるという第二段階に突入している。

2.2 金融自由化の影響

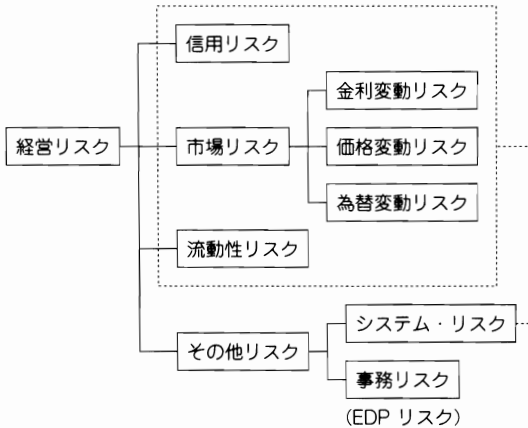
近年の金利規制の緩和・撤廃の流れは1993年6月には定期性預金の金利撤廃という最終段階を迎え、普通預金をはじめとする流動性預金の金利自由化も秒読み段階となっている。そして金融自由化の総仕上げは業務分野規制の緩和・撤廃である。

金融自由化は市場参加者相互の競争を通じて経済効率を高め、より望ましい市場成果をもたらすものと期待されている。経済効率の追及は競争に敗れた市場参加者の市場からの撤退・退去を意味している。金融機関の破綻は、その影響が膨大な数の預金者や一般債権者へ及ぶことになり、金融取引に関連するすべての市場が被る打撃は測り知れないほどの大きさとなる。たとえば1980年代の米国では、金融自由化の一環として制定された「預金金融機関規制緩和および通貨管理法」(1980年)に起因して、多数の商業銀行の倒産が発生した。また、預金保険機構の1つ、米連邦貯蓄貸付組合保険公社の財政危機につながる貯蓄貸付組合(S&L)の倒産も多発した。このような商業銀行や貯蓄貸付組合の倒産は、結果として米国の金融システムを揺り動かすことになり、金融システムの安定化に関する議論をまき起こした。わが国でもバブル崩壊後、金融機関の経営悪化が表面化するなど、銀行・証券といった金融機関の不祥事件が後を絶たず、金融自由化の進展と金融システムの安定性の両立、公的介入の在り方が大きな論議となっている。

2.3 業務拡大とリスク増大

銀行業務は主として資金の調達と運用からなる。そして資金の運用にはいざれにしてもリスクがつきまとう。つまり銀行などの資金運用機関は基本的に

図 8-3 経営リスクの分類



スク・テイカーなのである。近年の金融自由化・国際化の進展は業務分野の拡大を促し、金融機関の資金調達力を飛躍的に増大させるきっかけとなった。豊富な資金量を背景に、金融機関の資金運用はますます多様化した。しかもローリスク・ハイリターン分野からハイリスク・ハイリターン分野へと運用先は拡大する一途をたどった。この展開は金融機関をして経営悪化・破綻に陥る危険性を孕むものである。そのために、近年の金融機関においてはリスク管理体制の確立、リスクマネジメントが最重要課題の1つとなっている。

金融機関の業務遂行に付随するリスクは図 8-3 のように分類することができる。それらは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、その他の経営リスクの4種である。信用リスクは銀行・金融業ならではのリスクである。信用リスクとは、金融機関が信用供与先の業況悪化から利払いについて債務不履行をうける危険であり、金融機関にとっては本源的な経営リスクである。金融機関の資産内容の悪化を通じて経営を直撃するだけに、リスク管理の中核をなすものといえる。信用リスクを減らすには、保有資産の分散化が重要な課題となるだろう。また、近年の金融国際化に向けて問題となっているカントリー・リスク（海外向け与信リスク）もこの範疇に入るリスクである。

金融自由化の進展にともない一躍クローズアップされてきたのが市場リスク

である。市場リスクとは、市場の動向によって金融機関の収益が悪化する危険である。金利変動リスクや為替変動リスクはその代表的なものである。それは、市場金利をはじめ為替レートや株価などの変動によるリスクである。なかでも金利リスクは、金融自由化にともなう規制の緩和・撤廃の動きによって重要度を高めつつある。金利リスクは所得リスクと投資リスクからなっている。資金の運用と調達時期が異なるために金利差が生じ、損失が発生するのが所得リスクである。他方、金利変動にともなって債券価格が変動し、債券所有者にはキャピタル・ロスが発生する。このような投資リスクがバブル崩壊後の金融機関の経営悪化をもたらした主因であることは記憶に新しい。市場リスクはこのように、金融自由化の波を直接にうけるだけに、慎重なリスク管理手法の確立が待たれている。銀行・金融業に固有なもうひとつのリスクは流動性リスクであり、アベイラビリティ・リスクとも呼ばれる。たとえば資金の調達と運用の期間にミスマッチが起きるときには、資金調達に余分のコストが発生する。また銀行業務では、預金の払戻しが一時期に集中して予想外の資金流失が起きることがある。このとき金融機関の手持準備金不足が表面化し、資金調達に余分のコストがかかったり、一部預金の払戻しに応じられなくなることもある。

その他の経営リスクのうち、近年とくにその重要性が指摘されているものがシステム・リスクである。これは金融システムの構成員たる個別金融機関の支払不能が他の金融機関に波及して、システム全体が混乱するリスクのことをいう。この意味では、システム・リスクは、上述の諸リスクの延長線上にあるリスクであり、本章で取り上げているシステムの安定性をめぐる論議に直接に関わるリスクである。その他のリスクとしては事務リスクがある。これは事務処理のプロセスで発生する意図せざるリスクであり、金融機関固有というよりも、すべての企業の業務遂行につきもののリスクといえる。近年ではめざましい技術革新の恩恵をうけて金融の機械化が進み、コンピュータを利用した事務処理システムが構築されている。この結果、コンピュータの利用をめぐって発生するEDP (electronic data processing) リスクが事務リスクの中心となっている。

金融の自由化・国際化それに証券化とともに金融機関の業務多様化は著しい。

その分、リスクも多様化している。それだけに、リスク管理の稚拙さが金融システム全体の安定性に波及しないよう、個別金融機関のリスク管理、ひいては経営の安定性が重要な課題となっている。もっとも金融機関がリスク管理に失敗し、経営に破綻をきたした場合には、まず自己資本で対処することが求められる。この意味でリスク管理と自己資本の充実は、基本的に個別金融機関が1セットで取り組まなければならない課題であり、自助努力が大前提である。そのためにも公的な事前的規制として自己資本比率規制が実施されている。そしてあらゆる手立てを尽くしても経営破綻を防止できない場合にも、預金保険制度をはじめとした公的な事後的措置が発動されるのである。

第3節 金融システムの再編

3.1 セイフティ・ネットとモラル・ハザード

現代の金融規制システムは、程度の差はあるものの基本的には個別用とシステム用という2段構えの構造をもっている。1つは市場構成員である個々の金融機関の経営破綻を予防するための規制・措置であり、他はシステム全体が崩壊するという金融危機にいたらないための措置である。これらが信用秩序維持の2本柱である。

金融自由化が推進されるにつれ、競争が促進され、時として個別金融機関が倒産の憂き目を見ろという事態が発生する。これを契機としてシステム全体が余波をうけ、信用秩序の崩壊、金融危機にいたることのないようにと設けられた対策がセイフティ・ネットと呼ばれる事後的対策・措置である。これは予防と救済という二段構えの構造をもっている。規制当局から提供されるセイフティ・ネットには、それがあつたために金融機関の経営規律が乱れるという性格が内在している。先にも指摘したモラル・ハザードの問題であり、セイフティ・ネット本来の意図とは異なる行動に金融機関が走るというやっかいな問題である。

預金保険制度のようなセーフティ・ネットが設けられている場合、銀行経営が破綻したとしても公的機関によって一般大衆の預金が保証されるため、預金者が金融機関の経営内容にまったく無関心になる傾向がある。これもまた預金者側に発生するモラル・ハザードである。この傾向はセーフティ・ネットが完全なものであればあるほど大きくなる。セーフティ・ネットがあれば債務不履行リスク（デフォルト・リスク）を公的機関によって免除されることから、金融機関の側ではあえて高リスクを選好する傾向が大きくなる。つまり公的機関によるセーフティ・ネットの提供は本来は預金者の保護を目指したものであるのだが、結果的に銀行の保護につながってしまうことがある。セーフティ・ネットの提供にともなうモラル・ハザード問題の重要性に鑑みるならば、セーフティ・ネットの整備・拡充とともに、モラル・ハザード対策にも並行して取り組むことが必須となる。

事前的規制である自己資本比率規制にも預金保険制度とは異なった種類のモラル・ハザードが発生する。一般に自己資本比率規制はリスクに対する自己資本の適切な額の保有を義務づけるものである。このことはセーフティ・ネットによって保護された金融機関のモラル・ハザードの誘因を低減させるという効果をもつ。ところが多額の損失の発生によって自己資本が低下すると、ハイリスク・ハイリターンへの投資行動に走り、一発逆転の業績回復を狙うという誘因が働くことにもなる。銀行の健全経営を求めるはずの自己資本比率規制が逆に不健全経営に走らせる原因となるわけである。

3.2 金融自由化と信用秩序維持システム

金融の自由化・国際化が進展するなかで、それらがもたらす利益・便宜を最大限に享受しつつ、信用秩序を維持するためには、どのような金融市場の枠組みやシステムを構築すべきだろうか。新しいシステムのなかでは、公的規制や措置をどのように位置づけ、整備すればよいのだろうか。今後の事前的規制や事後的対策について各種の提言が行なわれてきた。なかでもこれからの方向を示唆するうえでの最右翼は、やはり自己資本比率規制とこれを柱とした事後的

措置の整備であろう。

これまでの当局の動きを総合すれば、銀行をはじめとした金融機関への規制は、競争制限的な規制の緩和・撤廃から、自己資本比率規制のような健全経営に関わる規制の整備・強化という方向に向かっていることが分かる。なるほど自己資本比率規制が新しい規制システムの中心的な役割を担うものとなるであろう。しかし自己資本比率規制もセイフティ・ネットにとまなうほどではないにしても、モラル・ハザードの問題をかかえている。自己資本比率が一定水準以下になれば、公的当局がその金融機関の経営に早めに介入して過度のリスク負担を早期に是正するという早期是正行動・措置をとらなければならない。もっとも早期是正行動・措置の発動もそれなりの問題をかかえている。つまり規制措置が発動されると、金融機関の株主や投資家には限られた責任だけが課せられて、経営内容についての厳しい監視がおざなりになる。そして市場メカニズムによる経営内容チェックという市場規律の作用が妨げられることにもなりかねない。

結局のところ、公的対策は大なり小なり金融機関のリスク選択態度を曖昧なものにし、競争を阻害する可能性をもっている。それだけに市場機能を生かす装置として市場規律がより現実味を帯びてくる。市場規律を十分に機能させるには、経営内容の開示を積極的に行ないつつ、預金者の自主的な判断に委ねることが一番である。つまり金融機関の経営安定度、リスク管理状況、自己資本の整備・充実度をオープン化することにより、市場機能を通じた金融機関行動をコントロールするわけである。これからの金融規制システムは預金保険制度などの事後的措置を「最後の拠り所」として、自己資本比率規制によるリスク管理と自己資本の充実化を縦系に、ディスクロージャーによる市場規律を横系に、丹念に織り上げられていこう。